

生活保護等嘱託医設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活保護・自立支援室(以下「本庁」という。)における非常勤嘱託医師(以下「嘱託医」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 嘱託医の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する特別職に属する非常勤職員とする。

(設置等)

第3条 嘱託医は、本庁に医科1名、歯科1名を配置する。

(職務)

第4条 嘱託医は、生活保護・自立支援室担当課長(以下「課長」という。)等からの要請に基づき、次の各号について、専門的診断及び必要な助言を行なうものとする。

- (1) 福祉事務所嘱託医の設置及び活動についての技術的な助言
- (2) 医療扶助各種給付の要否につき本庁に対する技術的助言の求めがあった場合の技術的検討
- (3) 指定医療機関等に対する技術的助言、指導
- (4) 介護機関の指定・取消に当たっての専門的診断
- (5) 介護扶助の給付の要否につき本庁に対する協議があった場合の専門的診断
- (6) その他医療扶助運営上及び介護扶助運営上必要な専門的診断
- (7) 中国残留邦人等に対する支援給付に係る前1号から6号に掲げる事項のうち、歯科に関するもの。

(職務の原則)

第5条 嘱託医は、次に定めるところにより職務を行わなければならない。

(1) 要保護者の人格、プライバシー等を侵害する恐れのある行為をしてはならない。

(2) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(3) 個人情報については、関係法令の定めるところに従い、適正に取り扱わなければならない。

(4) 課長及び関係職員と常時緊密な連絡を保持しなければならない。

(任用要件)

第6条 嘱託医は、次の要件をすべて満たす者でなければならない。

(1) 医師の資格を有する者

(2) 人格、識見に優れ、社会福祉に対する理解と熱意とを有する者

(3) 心身ともに健康である者

(任用)

第7条 市長は、前条の任用要件に該当する者のうち、適当と認める者を嘱託医に任命するものとする。

2 嘱託医の任用期間は、原則として、その採用の日から同日の属する会計年度の末尾までの期間の範囲内で市長が定めるものとする。

(任用期間の更新)

第8条 市長は、任用の期間内の勤務成績が良好である嘱託医については、その任用期間を4回に限り更新することができる。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず任用期間を満了した嘱託医の任用期間を更新することができる。

(退職)

第9条 嘱託医は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退

職するものとする。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 死亡したとき。

(解職)

第10条 市長は、嘱託医が次のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 勤務成績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があるとき、又はこれに堪えないとき。
- (3) 職に必要な適格性を欠くとき。

(勤務の形態)

第11条 嘱託医の勤務日及び勤務地については、毎月課長が定める。

2 前項に規定する嘱託医の勤務は、原則として午前8時30分から午後5時までの間で課長が定める。

(休日)

第12条 次に掲げる日は、休日とし、嘱託医は、原則として勤務を要しないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に該当する日を除く。
)

(休日の振替)

第12条の2 課長は、嘱託医に休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間

前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を休日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(時間外勤務)

第12条の3 課長は、嘱託医に正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は休日に勤務することを命ずることはできない。ただし、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、嘱託医に正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は休日に勤務することを命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずるために業務上やむを得ないと認められるときは、この限りではない。

(特別休暇)

第13条 特別職非常勤嘱託医に対して、川崎市特別職非常勤職員に関する要領(4川総雇第74号)に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

2 前項の特別休暇の取扱いは、総務企画局長が別に定める。

(報酬)

第14条 嘱託医に対しては、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

2 第1種報酬の額は別表のとおりとする。ただし、実際に勤務した日数(有給の特別休暇を取得した日は、実際に勤務した日数に含める。以下同じ。)がない月については、第1種報酬は支給しないものとする。

3 第2種報酬の額は、正規職員の例による。

4 前2項に規定する報酬の支給方法は、この要綱に定めるもののほかは、正規職員の例による。

(費用弁償)

第 15 条 嘱託医がその職務のため出張するときは、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級として、同条例により旅費を支給する。

2 前項の旅費の支給方法は、正規職員の例による。

(服務等)

第 16 条 課長は、嘱託医の勤務状況を出勤簿、出張命令書等により把握し、嘱託医として必要な服務規律が守られるよう指揮監督しなければならない。

(公務災害等の補償)

第 17 条 嘱託医の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年川崎市条例第35号)及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるところによる。

2 嘱託医が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合は、その期間の第1種報酬及び第2種報酬は支給しないものとする。

(委任)

第 18 条 その他この要綱に施行について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 14 条関係)

嘱託医の職名		第 1 種報酬月額
生活保護等嘱託医	医科	90,100円
	歯科	21,700円